

# 内藤・日吉地域 防災まちづくりニュース

発行 内藤・日吉地域連合防災会 令和2年春号 No.13

## しの備くんの知識備蓄シリーズ



大規模災害で被災した場合に役立つ生活再建の法律や制度の知識を紹介するシリーズ。これまでに「被災証明書」を取得することの大切さ、返済しなくてもよい「被災者生活再建支援金」を紹介しましたが、返済する必要のないもらえるお金はまだ3つあります。今回の備えんじや家に伝わる生活再建極意の書・第3の巻では、災害弔慰金、災害障害見舞金、義援金を取り上げます。問い合わせ先は、発災後に設置される国分寺市役所の担当窓口となります。

### 第3の巻 生活再建支援金を除く3つの給付金

#### ★ ポイント1 災害弔慰金

災害弔慰金は、災害で亡くなったり、行方不明になったりした人の遺族に支給されるお金です。金額は、生計を維持していた人が亡くなった場合が500万円、その他の人が亡くなった場合は250万円となっています。

支給される範囲は、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母です。いずれもない場合は兄弟姉妹となりますが、この場合は死亡当時、同居していたか、または生計を共にしていたことが条件となります。→【表1】

また、災害による直接的な被害で亡くなる場合だけでなく、避難後に体調を崩して亡くなるなど災害と因果関係が認められる「災害関連死」も支給対象となります。

【表1】

災害弔慰金	
・生計を維持していた人が亡くなった場合	500万円
・その他の人が亡くなった場合	250万円

#### 支給範囲

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母

①～⑤のいずれにも該当しない場合・・・  
**兄弟姉妹**  
\*死亡当時、同居または生計を共にしていること。

## ★ ポイント2 災害障害見舞金

【表2】

災害障害見舞金	
・生計を維持していた人が亡くなった場合	500万円
・その他の人が亡くなった場合	250万円

災害障害見舞金は、災害で重度の障害を受けた人が対象となります。支給される見舞金は、生計を維持していた人の場合が250万円、その他の人の場合は125万円が支給されます。→【表2】

具体的な障害程度の判定書類など詳細については、市役所の担当窓口にお問い合わせください。

## ★ ポイント3 義援金

義援金は、被災した人たちの支援を目的とした善意の人たちからの寄付金です。まず、日本赤十字社や中央共同募金会などを通して集められ、被災した自治体に送られます。被災者が実際に受け取ることができる金額は一律ではなく、家族の人的被害、家屋の損壊状況などの被害程度や住んでいる地域の被災状況などによって異なります。

ただ、2011年3月の東日本大震災などでは、被災者が金融機関から借金があることを理由に金融機関が義援金を差し押さえる事例が続出しました。善意の寄付金が本人の目の前をすり抜けたのです。寄付した人たちは「まさか」となります。こうしたことから、議員立法で被災者が金融機関から借金があっても確実に義援金を受け取れる「義援金差し押さえ禁止法案」が、大規模災害のたびに制定されるようになりました。“善意のまごころ”がストレートに伝わらない社会。現実社会の冷酷な一面です。こんな事態をなくすには、残念なことですが、一刻も早い恒久法の制定を願うしかないとおもわれます。  
(文:石井 仁)

## 防災会のホームページ

開設しました!



URL <http://naito-hiyoshi-bosai.org/>

**内藤日吉防災会** で検索することができます。  
ホームページからは、年間活動予定、活動報告、このニュースのバックナンバーなどをご覧いただけます。  
是非ともご覧いただき防災会の活動にご参加ください。

今後の予定...

★4月11日(土) 総会

13時～内藤地域センター

★5月10日(日) 内藤地域センターまつり

10時～14時(予定)

井戸端会議(30分程度)

★なかよし公園・内藤橋公園

毎月第1火曜日10時から

★ポプラ公園

毎月最終日曜日10時から

編集 : 大槻美奈子

防災まちづくりニュースおよび防災会へのお問い合わせ・入会申し込みは  
内藤・日吉地域連合防災会 会長 龍神瑞穂 (090-2533-3435) まで